

○温室効果ガス排出削減計画等評価制度事業者説明会 質疑応答

令和4年3月25日時点

番号	質問内容	回答
1	計画期間中に増産、減産があった場合の対応はどのようにすればよいか。	計画の変更をお願いする。
2	本社は他の都道府県、工場が岐阜県内にある場合は、岐阜県内の工場分のみでよいか。提出者は社長名か。	岐阜県内の工場分のみでよい。 提出者は社長名。ただし、委任状を添付することで工場長名での提出も可。
3	寒さにより従来よりも重油の使用量が増えているが、その場合はどのように対応すればよいか。	計画の変更をすることも可能だが、基本的には実績をそのまま当該年度の報告書に記載すること。
4	感染症の影響でバスの運行を大幅に減らしているが、計画書の作成は現状を基準にすべきか、それとも従来状況を基準とすべきか。	事業者により判断をお願いする。 基準年度は前年度を原則としているが、事業者の判断により前年度以外を基準年度とすることも可能。
5	令和4年度は報告書は不要か。	令和3年度実績の報告書の提出を6月までをお願いする。
6	努力義務者はどの程度対応すべきか。	義務者ではないので、必ずしも提出しなければならないものではないが、積極的な提出をお願いしたい。
7	評価は3つの項目の平均か。	評価は3項目それぞれにおいて行う。
8	評価の公表はそれぞれで行うのか。	その通り。
9	融資のインセンティブを具体的に教えてほしい。	県中小企業資金融資制度（低金利）に評価制度の評価結果に基づく資金メニューを追加する。
10	評価の基準の温室効果ガス総合排出量、総合排出原単位の削減率はそれぞれ4%であるが、両方とも進めていくのか。	県全体での排出量削減を目的としているため、総合排出量の目標を定めている。一方、原単位については、事業者による増産・減産等の影響を受けにくく、事業者の温室効果ガス削減の取組み状況を反映させやすい項目のため、原単位による目標も合わせて設定している。

○温室効果ガス排出削減計画等評価制度事業者説明会 質疑応答

令和4年3月25日時点

番号	質問内容	回答
11	様式は公表するか。	HPに公表済。 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく計画等 - 岐阜県公式ホームページ（環境管理課） (gifu.lg.jp)< https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8625.html >での案内 ※令和4年度提出時に使用する様式（エクセルファイル）は別途公表予定
12	ガイドブックの主要設備について、例えば項目22のように照明設備はどのような事業所にもあるが、昇降機などは設置されている事業所とそうでない事業所が有る。これに対して照明設備のみ保有する事業所は①のみ適合が有った場合実施済みと判断してよいか。または3つの設備が有り、すべて適合している場合のみ実施済みと判断するのか。	保有する設備に対する項目のみを対象とするので、ご質問の場合は①のみが該当する。
13	これまで複数工場から、個別に計画書を提出しておりますが、今後も各工場ごとに提出することは可能か。	可能。その際、工場長名でのご提出の場合は、委任状の添付すること。
14	令和7年度の計画書の提出期限はいつか。	令和7年7月末になります。
15	令和3年度は設備の変更等を行っているが、基準年度はどのように設定すればよいか。	基準年度の変更が可能。過去5年間の間で適切な年度へ変更する場合は、理由書を添付すること。
16	岐阜県の評価制度は省エネ法、温対法の提出物とはどのような関係があるか	岐阜県の評価制度は県の条例に基づく県独自の制度です。ただし、提出者については、省エネ法や温対法と重なる部分がある。
17	省エネ法の見直し（案）への対応があるか。	省エネ法の見直しについては、まだ法改正が行われていないが、見直し案で提示されているように非化石燃料に関する項目を追加した。
18	評価項目は3つあるが、これらの評価結果が異なる場合は、評価はどのように提示されるのか。	評価項目は3項目において、それぞれ評価を行う。合計での評価を行うものではない。

○温室効果ガス排出削減計画等評価制度事業者説明会 質疑応答

令和4年3月25日時点

番号	質問内容	回答
19	年度ごとの温室効果ガス排出量の増減が多いが、評価制度ではどのように評価されるか。	総合排出量の評価では排出量をそのまま評価するが、排出原単位や実施する措置の評価は、事業者による取組み内容が反映されやすい項目のため、積極的に温室効果ガスの排出削減に取り組んでほしい。
20	評価制度の導入に至った経緯（背景）を教えてください。	岐阜県では2050年「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指しており、温室効果ガス排出削減の取組みを強化することとした。 この取組み強化の一環として、条例に基づき提出されている事業者の温室効果ガス排出削減計画書等に対し、新たに評価する制度を導入し、事業者による温室効果ガス排出削減の取組みをさらに後押しすることとした。
21	<p>温室効果ガス総合排出原単位の算出根拠（様式P11）で、温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値としては、生産量(t)となります。</p> <p>省エネ定期報告書で国へ報告しているエネルギー原単位の生産量は「換算生産量(t)」としています。</p> <p>重みづけという点では説明された内容と同じ意味かと思いますが、省エネ定期報告書における換算生産量 (t)で記載しても良いでしょうか？</p> <p>※換算生産量 = 生産量(t) × 生産補正係数 ※生産補正係数 = そのプラントのエネルギー原単位 / 基準原単位 ※換算生産量を「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」に記載しています</p>	<p>基本的な考え方は省エネ法の定期報告書に記載する「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」に記載されるもので問題ない。</p>

○温室効果ガス排出削減計画等評価制度事業者説明会 質疑応答

令和4年3月25日時点

番号	質問内容	回答
22	この取組みは全国に先駆けての取組みか。 具体的な数値目標はあるか。	近隣県ではすでに愛知県や長野県で実施している。 具体的な数値目標はないが、ぜひ評価Aを目指してほしい。
23	岐阜県からの「評価結果の通知」と「支援アドバイス」は、誰宛て（社長宛て？）にどのような方法（封書？）で通知されるか。	計画書等の提出者あてに文書で回答する。
24	「評価Aにインセンティブ」とあるが、いつ、どのような事を考えているか。	令和4年度から県制度融資の対象に加える。
25	「評価の公表について」評価B、Cの事業者『名』は『公表されない』で良かったか。	その通りです。
26	報告書の評価が悪い場合、事業者への立ち入り調査等は計画されているか。	計画書と報告書の評価結果がB・Cの事業者を対象に、必要に応じて現地調査を行う。
27	来年度の「報告書」の記入例の説明が有りましたが、岐阜県庁のHPに記載されますか。	以下のHPに掲載しています。 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/206759.html
28	「2030年」及び「2050年」の目標値等は記入は必須か。	それぞれの項目について記入は必須。 一方、2030年の目標削減率と削減方針については、両方又はいずれかの記入をお願いする。同様に2050年の目標削減率と削減方針についても、両方又は、いずれかの記入をお願いする。
29	助言を受けた後、事業者側では追加報告書の提出などの対応を求められるか。	追加報告書等の提出は不要。助言については、今後の温室効果ガス排出削減への取組みの参考としてもらいたい。
30	総合排出量と総合排出原単位の評価はまとめて行うか。	それぞれで評価を行う。
31	総合排出量・総合排出原単位の削減率4%などの評価は1年、3年のどちらの実績で評価するか。	3年間の実績で評価をする。ただし、1、2年目の実績報告の場合は、3年間同様に推移するとして換算した削減率を評価の対象とする。
32	電力排出係数の削減量などはどのように記載するか。	事業者の取組みによる削減量と電力排出係数による削減量をそれぞれ記載する項目はないため、合計した削減量を見込んだ目標値等の記載をお願いする。

○温室効果ガス排出削減計画等評価制度事業者説明会 質疑応答

令和4年3月25日時点

番号	質問内容	回答
33	事業の拡大により総合排出量が増加する場合であっても、総合排出量の評価は悪く（C）となるか。	総合排出量の評価はCとなるが、総合排出原単位、実施する措置等の評価は事業者の取組みを反映するため、積極的に温室効果ガス排出削減に取り組んでいる場合は、全ての評価が悪くなるものではない。